

平成 2 1 年度 介護報酬改定について

(H20.12.26 社会保障審議会介護給付費分科会資料抜粋)

基本的な考え方

1. 改定率について

介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況

本年の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立

平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日に、政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として、平成 2 1 年度介護報酬改定率を 3 . 0 % とすることが決定

【介護報酬改定率 3 . 0 %】(うち、在宅分 1.7%、施設分 1.3%)

2. 基本的な視点

介護従事者の人材確保・処遇改善

医療との連携や認知症ケアの充実

- ・ 医療と介護の機能分化・連携の推進
- ・ 認知症高齢者等の増加を踏まえた認知症ケアの推進

効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

- ・ サービスの質を確保した上での効率的かつ適切なサービスの提供
- ・ 平成 1 8 年度に新たに導入されたサービスの検証及び評価の見直し

居宅介護支援・介護予防支援の見直しの内容

多数担当ケースに係る逡減制の見直し(超過部分にのみ逡減制を適用)

事業所の独立性・中立性を高める観点からの特定事業所加算の見直し

入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行なう際の評価

認知症高齢者等や独居高齢者への支援等に対する評価

小規模多機能型居宅介護事業所との連携に対する評価

初回の支援に対する評価

介護予防支援に対する業務実態を踏まえた評価

小規模多機能型居宅介護事業所との連携に対する評価（介護予防支援も同様）

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合等について評価を行なう。

（ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算（新規） 300 単位 ）

初回の支援に対する評価（介護予防支援も同様）

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）について評価を行なう。

（ 初回加算 250 単位 / 月 300 単位 / 月 ）

介護予防支援に対する評価

介護予防支援については、介護予防支援事業所の業務の実態を踏まえた評価を行なう。

（ 介護予防支援費 400 単位 / 月 412 単位 / 月 ）